

大竹市住宅リフォーム補助事業Q&A

1 補助対象について

Q1-1 補助対象者はどのような人ですか？

A 大竹市内に居住している、又は現在は大竹市外に居住しているがリフォーム工事完了後に大竹市内に居住予定の方で、自らが居住する一戸建ての住宅、又はマンション等の共同住宅をリフォームする人です。

リフォーム工事完了後に引っ越しをして入居する予定の方は、その年度の**第3金曜日までに**、工事完了後に提出する完了報告書へリフォーム工事をした住宅に住所を移した後の住民票謄本の写しの添付が必要となりますので早めの手続きをお願いします。

また、世帯者全員の市税等の滞納がないことが条件となります。

Q1-2 補助対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？

A 申請者用様式集の工事計画書（性能向上の内容チェックシート）を参考にしてください。

Q1-3 施主が建設業者や設備業者にそれぞれ分離発注する工事の場合、補助対象工事費はどのように判断するのですか？

A 補助対象工事におけるそれぞれの費用の合計した額が補助対象工事費となります。申請時または完了時に全ての工事請負契約書の写し及び領収書の写しを添付して下さい。

Q1-4 住宅以外の建物を住宅に模様替えする場合は対象となりますか？

A 住宅に付属する住宅以外の建物（車庫、倉庫等）又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅の用途に変更する工事を行い、住宅として利用するものについては、補助対象一覧の工事が対象となります。ただし、工事完了後に、一敷地内で住宅としての機能（居住室、台所、浴室、便所）が備わっていない場合は、対象外です。

Q1-5 補助対象の条件として「市内に本店を有する建設業者等が施工するもの」とありますが、個人の大工さんでもいいですか？

A 市内にお住まいの個人の大工さんや個人経営の工務店等でも構いません。株

株式会社等法人で、建設業の許可を受けている業者については、市内に本店が所在するものとして主たる営業所が登録されている方々が対象となります。（ただし、住宅リフォームに限ります。）

Q1-6 店舗等併用住宅の補助対象範囲はどのようになりますか？

A 補助対象範囲は、住宅部分となります。店舗等の部分については、補助対象となりません。

Q1-7 介護保険の給付を受けて住宅改修工事を予定しているが、この事業の補助金も受けることはできますか？

A 同一の改修工事(部分)に対して、両方の補助等を受けることはできません。ただし、補助の申請先を工事内容ごとに選択することは可能です。なお、その際にはそれぞれの工事ごとに整理した工事内訳書を作成してください。

Q1-8 現在、給湯器を設置しており、この度、高効率給湯器を新しく設置する場合は対象になりますか？

A 従来の給湯器から高効率給湯器に変える工事の場合に補助対象となります。高効率給湯器から高効率給湯器に変える工事については、補助対象となりません。

高効率給湯器：エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、ハイブリッド給湯器等

2.申請手続きについて

Q2-1 申請窓口はどこですか？

- A 申請窓口は 次のとおりです。
大竹市 小方一丁目11番地1号
大竹市役所建設部（4F）都市計画課 建築住宅係
TEL 0827-59-2168

Q2-2 申請書にある「申請者」は誰のことですか？

- A 補助対象者です。補助金は一定の手続き後、申請者に振り込まれます。工事請負者の方が申請者となることはありません。
なお、申請書類等の提出手続きにあたり、申請者の代理として、工事請負者、又は設計者の方が窓口を持参することは構いません。（要委任状）

Q2-3 補助金の交付申請は、何回もできますか？

- A 申請者、又は一住宅について、1回限りとしています。
平成24年度から平成27年度でおこなっていた旧リフォーム補助事業（大竹市子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム事業補助金交付要綱）での補助金の交付を受けている人は、その交付の申請をしたリフォーム工事箇所と異なる部位のリフォーム工事に限り、本事業による補助金の交付申請ができます。

3. 工事の計画、施工について

Q3-1 リフォーム工事はいつから工事を開始できますか？

- A 補助金の交付申請をしていただき、交付決定の通知が届いた後に、工事を開始することができます。交付決定の通知の前に工事を開始した場合は、補助金の交付を受けることができなくなりますので、注意してください。

Q3-2 リフォーム工事はいつまでに完了させる必要があるのですか？

- A 補助金を受けるには、リフォーム事業実施年度の3月の第2金曜日までに、完了報告書の提出をしていただく必要があります。
転居を伴う方の場合は住民票の住所をリフォーム対象住宅に移した後でないと完了報告書の提出ができませんのでご注意ください。